

西洋中世学会第 16 回大会 (2024 年) 自由論題報告要旨

2024 年 6 月 15 日 (土)

於 富山大学

1. 北村 秀喜 KITAMURA Hideki (早稲田大学)

ヒエロニムスの書簡集の伝承系統についての探求

古代ローマに活躍した偉人の書簡は数巻に編纂されて今日まで伝わっている場合が多い:例えば、キケロの『アッティクス宛』は全 16 巻、セネカの『ルキリウス宛の倫理的書簡』は全 20 巻で構成されている。ヒエロニムスは、392/393 年作の『偉人伝』における記述によると、交換した書簡を年代順に整理・保管していたことが分かる。ヒエロニムスが遣り取りした書簡の真作は約 150 篇が今日まで伝わっているが、1400 巻以上の中世写本で構成される伝承体系 (manuscript tradition) において、全書簡を網羅し数巻仕立てに編集されたものは存在しない。また、各写本の内容を一見すると、宛先人も違えば執筆年代も異なる書簡が無作為に採集・配置されている様な印象を受ける。これ等の事が、本作品コーパスの全体像を俯瞰し難くする要因となっていた (先行研究として Hilberg 編纂のクリティカルエディション及び Lanbert 編纂の *Bibliotheca Hieronymiana Manuscripta* を挙げておく)。そこで、本研究においては、この様に複雑で膨大な伝承体系を分析する為の研究手法の確立を目指した。

まず、伝承体系中に組み合わせが定型化され複数の写本に収録されている書簡群に注目したところ、この様な書簡群が約 20 種も広く流布していることが判明した。この内、最も顕著なのは聖アウグスティヌスなど特定の相手と交換されたものであるが、異なる人物に宛てた書簡が同じ配置順で定型化された例も少なくない:例えば、リュクスイユ修道院経由で伝わった可能性のある第 123、53、58、125、60、66、77、55、46、52、14、54、22、76、74、10 書簡群がそれにあたる。本研究においては、この様な書簡群を電子機器を構成する標準パーツに例え「モジュール」と称することとする。

次に、伝承体系の上流に位置する約 100 巻の写本を調査し、複数のモジュールを共有するものを括っていくと、A-L の 12 系統に分類できた。更に、各々のモジュールについて伝達経路を分析すると、先に分類した 12 系統の相互関係が明らかになった。

ヒエロニムスによって遣り取りされた書簡は、生前には彼自身によって著作年代順に整理・保管されていたが、彼の死後 6~8 世紀になると断片化され、アイルランド人の創立したリュクスイユ、コルビー、ボッピオなどの修道院網や、ヴェローナを中心とする東部アルプスを南北に跨ぐ地域で複写・保存されていた;9~12 世紀においては、散逸していたヒエロニムスの書簡は収集され、今日まで伝わるコーパスへと再構築されたと本研究においては結論付けた。例えば、9 世紀末に成立した後期 I 群は、9 世紀に遡る G と H の 2 系統を経て伝わった 15 種のモジュールで構成されており、15 世紀に至るまでヨーロッパ各地に広く流布したことが判明した。

2. 長澤 咲耶 NAGASAWA Sakuya (東京大学)

「正」と「不正」-ルートヴィヒ敬虔帝の公的贖罪をめぐる考察-

本報告では、830年から勃発した敬虔帝とその息子たち間の争いという契機に聖職者・修道士から王たちに献呈された様々な著作がいかなる政治的意味を持っていたのか、そしてどのような「正しい」王像を提示したのかについて、ラバヌス・マウルスの立場を中心に据えつつ論じる。

カロリング期の王たちは神に選ばれ、地上の民を救済へと導くキリスト教的君主としての自覚を持っていた。それゆえ彼らはキリスト教君主が備えるべき徳や振る舞いを学ぶべく、聖職者や修道士たちに聖書注釈をはじめとする様々な書物の執筆を依頼した。他方、聖職者や修道士たちは君主に著作を献呈することで自らの政治的立場を明確にし、かつ君主が備えるべき徳を著作の中で提示することで君主の助言者や導き手という役割を果たしていた。

こうした献呈著作の中には、従来の研究者によって君主鑑として扱われ、当時の理想的君主像や王権論を明らかにする試みに用いられた著作もある。王たちの統治理念や彼らが行う教会改革への理解を深めるために理想的君主像と王権論を明らかにすることは有用である。しかし君主鑑としての統一的な形式は存在しないため、史料ジャンルという枠組みを意識せずに、あらゆる君主への献呈著作から理想的君主像や王権論を読み取れる可能性を考慮すべきである。また従来の研究においてカロリング期の著作は、聖書や教父テキストにて論じられている徳や政治思想からの派生や連続として論じられることが多く、同時代の政治的・社会的コンテクストに沿わせて当時の理想的君主像や王権論を分析している研究はいまだ少ない。本報告ではアルクイン以降、君主に必要な徳目を挙げる際にしばしば提示され、強調されてきた概念である *justus, justitia* を主に取り上げ、特定のイベントに関連してこれらがどう論じられたかを分析する。

今回扱う中心的事例は833年のルートヴィヒ敬虔帝による公的贖罪である。彼は817年に *Ordinatio Imperii* にて、自らの死後の相続計画を提示したものの、823年にシャルル(後の禿頭王)が誕生し、829年に相続計画を変更した。これに伴い息子たちによる反乱が勃発した。833年、敬虔帝はソワソンにてロタール派の司教たちが列挙した罪について公的贖罪をすることとなり、一時的に退位に追い込まれることとなった。この公的贖罪の同時代人による評価、とりわけ何が「正」で何が「不正」なのかはどの君主を支持するのかによって異なる。敬虔帝を支持するラバヌスが833年の事件の後に執筆した *De reverentia filiorum erga patres et subditorum erga reges* は、敬虔帝の君主としての正当性と息子たちの反乱の不当性を提示する。本報告はこの史料を中心に据えて同時期の他著者の手による史料との比較をしつつ分析し、ラバヌスの「正」・「不正」に対する思想の特徴を *justitia* 概念に注目しつつ明らかにする。これらの分析結果が理想的君主像、とりわけ *justitia* 概念に関する同時代的理解の深化に寄与することを目指す。

12 世紀ザルツブルクのアウグスティヌス律修参事会員による慣習律の補完と構築

ザルツブルクのアウグスティヌス律修参事会員たちは、1122 年以降、アウグスティヌス戒律だけでなく、クロスターラートの慣習律にも従い、共同生活を送っていた。これは 11 世紀後半にベネディクト会修道院用に書かれたヒルザウ慣習律と、参事会員向けに書かれたマールバハ慣習律を基に編纂されたものである。

クロスターラートの慣習律は、四つのテキスト群から構成されている。第一に修道院の日常規範、第二に季節に依存しない典礼規範、第三に季節によって変わる典礼規範、そして第四に共同体の役職と死の儀式に関する規定である。

本報告では、死の儀式に関する慣習律テキストを取り上げる。このテキストは第四部の冒頭でその存在が示唆されている。しかし、クロスターラートの慣習律を収録した現存する写本、全てにおいて死の儀式に関する規定は書かれていない。この慣習律の最古のバージョンを収録している、12 世紀にザルツブルクで製作された 1482 番写本においても、第四部は共同体の長に関するテキストの後、その記述が唐突に途切れている。

葬儀や死者追悼などの死の儀式は、修道院生活の基盤を形成する要素の一つとして位置付けられる。したがって、死の儀式に関するテキストがない慣習律がそのまま採用されていたとは想定しにくい。そこで報告者は、死の儀式について規定するテキストが他に存在し、それらが平行して参照されていたと推測する。

その推測を検討するために分析の対象としたのが、ザルツブルクで 12 世紀に制作された 1488 番写本である。先行研究において、この写本には、アウグスティヌスの図像とその戒律、教父たちの著作からの抜粋が収録されていると指摘されている。それゆえ、この写本は美術史 (図像分析)、アウグスティヌス戒律研究、教父研究、そして写本学 (文字体の分析) の四つの分野で評価されてきた。これらの研究は、前述の史料が記載されている写本の冒頭部分の分析に集中し、後半部分のテキスト群については未調査のままであった。一方、報告者はその部分に瀕死者への塗油から、死者追悼に至る一連の死の儀式に関する慣習律テキストが含まれていることを発見した。

1488 番写本の死の儀式に関する慣習律テキストの内容は、それらが 12 世紀のザルツブルクのアウグスティヌス律修参事会員の状況に対応して編纂されたことを示唆している。このテキストの編纂者は、当地の参事会員たちが従うクロスターラートの慣習律との整合性を確保するために、その基盤となっているヒルザウとマールバハの慣習律の両方からテキストを選択し、死の儀式の慣習律テキストを構築した可能性が高い。この推測を裏付けるため、1488 番写本のテキストと、ヒルザウ、マールバハ慣習律との比較分析を行う。さらに、ザルツブルクとシュタイアーマルクのベネディクト会修道院アドモントとの相互死者追悼の盟約が、1488 番写本にある死の儀式に関する慣習律テキストの構築に影響を与えていたことを示す。

フライベルクのディートリヒにおける至福直観の教説と神の完全な像としての人間理解について

1300 年前後にドイツのドミニコ会において活躍したフライベルクのディートリヒは、その主著とも目される『至福直観』(*De visione beatifica*)において、当時の一般的な「至福直観」の理解に対して強い批判的立場を表明したことで知られている。至福直観は、「顔と顔をあわせて(神を)見る」(1 コリ 13:12) などの聖書箇所由来し、13 世紀の神学者らに至っては「(死後に至福なる者たちが) 神の本質を認識すること」と理論化されることになったものである。そこで、人間の持つ知性は有限であるから、神の本質を認識するには「栄光の光 (*lumen gloriae*)」という神の側からの助力が必要であるとアルベルトゥス・マグヌスやトマス・アクィナスを始めとする多くの神学者らによって説明され、教会でも最終的に 1311-12 年のヴィエヌヌ公会議でこの考えが受け入れられることになった。1296-97 年に執筆されたと推定される『至福直観』でディートリヒが強く批判したのは、このような当時すでに大多数の神学者らが同意していたであろう前提に対してであった。彼自身も示唆しているように、これには大きな教会政治的リスクが伴ったであろう。

では、ディートリヒがそのようなリスクを冒してまで行おうとした批判は如何なる理論的根拠に基づいたものであったか。それは人間本性に関する彼自身の形而上学的理解と密接に関係している。それによれば、人間は「神が我々の本性に植え付けた至高のもの」としてのアリストテレスの言う「能動知性」に基づいて神の完全な像である。至福直観において「栄光の光」説を支持している論者ら、とりわけトマス・アクィナスとその支持者らは、専らアリストテレスの言う「可能知性」が神の光によって高められることにより神の本質認識が可能になるとしているが、単なる「魂に備わる一能力」であると彼らが見なしているものに何が付け加えられるにせよ、それによって神と、本性的には神に遠く及ばない人間との間の断絶が取り払われると考えるのは道理に反する。むしろ、神と同本性的な何か人間の本性として原初的に与えられており、それを介して我々は至福直観に与る、と解するのが道理的であろう。アリストテレスの言う「能動知性」はまさにこうした知性的存在としての人間の本性を成立せしめている神的な何かなのであって、トマスらが主張するような「魂の能力」(*potentia animae*) などではないのである。

本発表では、こうしたディートリヒの解釈とその根拠の詳述を目指しながら、可能であれば、トマスの死後に影響力を振るったガンのヘンリクスによって、より正確なアウグスティヌス解釈が可能となり、そうした背景のもとで能動知性の超越的本性に関する上述の主張を打ち出すための理論的根拠が整えられた点についても言及することになる。

ヒューホ・ファン・デル・フース作《ポルティナーリ祭壇画》右翼における 女性寄進者像の役割

初期ネーデルラントの画家ヒューホ・ファン・デル・フース（1440年頃、ヘント - 1482年、アウデルヘム）による《ポルティナーリ祭壇画》（1476/77年頃 - 1478/79年頃、フィレンツェ、ウフィツィ美術館蔵）は、主にブルッヘで活動したメディチ家の銀行家トンマーゾ・ポルティナーリ（1428年頃 - 1501年、フィレンツェ）のパトロネージにおいて最も重要な作品の一つである。本祭壇画については、写実的な羊飼いの表現の目的を含め、E・ダーネンス（1998年）やM・コスター（2008年）などによって、すでに包括的な研究がなされている。本祭壇画はもともと、フィレンツェ、サンタ・マリア・ヌオーヴァ病院内のサンテジディオ礼拝堂に設置されていた。この病院は「病める貧者」のために設立された施設であり、本祭壇画において貧しい羊飼いたちの描写が強調されているのは、同時代の観者たちが容易く感情移入できるためであると考えられている。一方、右翼に描かれた女性寄進者像がブルゴーニュ宮廷風の服装を身にまとっている意図については詳らかでないため、本発表ではその意図について新たな仮説を提示する。

《ポルティナーリ祭壇画》右翼の女性寄進者像について、S・フランケ（2007/08年）は以下のように指摘した。トンマーゾ・ポルティナーリの妻マリア・バロンチェッリが身に着ける宝飾品などの表現は、四代目ブルゴーニュ公シャルル突進公（1433-77年）の妻であったイザベル・ド・ブルボン（1436-65年）やマーガレット・オブ・ヨーク（1446-1503年）の肖像を意識しているという。またフランケは、ポルティナーリ夫妻の長女マルゲリータのボンネットに飾られたブローチと、突進公とイザベルの娘であるマリー・ド・ブルゴーニュ（1457-82年）の肖像に描かれている装飾品との類似性を指摘している。こうした《ポルティナーリ祭壇画》におけるブルゴーニュ宮廷への配慮については言及されてきたが、本発表では特にマリー・ド・ブルゴーニュおよびその夫であるマクシミリアン一世（1459-1519年）と本作との関係を改めて考察する。

トンマーゾ・ポルティナーリにとって最大の融資先はシャルル突進公だったが、1477年1月に突進公が戦死したため、トンマーゾの債務者はマリー・ド・ブルゴーニュに移り、彼女の死後はマクシミリアンに移った。このように突進公が亡くなった時期は祭壇画の制作時期と重なるため、A・クーニン（2016年）も指摘するように、新たな債務者であるマリー・ド・ブルゴーニュにトンマーゾが配慮した可能性は十分に考えられる。また本祭壇画の先行研究ではほとんど触れられてこなかったが、当時のポルティナーリ家はブルゴーニュ宮廷における貴重な織物の主な調達先でもあった。たとえば、1479年にはトンマーゾの従兄弟であるフォルコ・ダドアルド・ポルティナーリがマクシミリアンのためにダマスク織を調達している。他にもブルゴーニュ公夫妻は、子供たちの衣服の生地を入手する際にもポルティナーリ家に頼っている。したがって、本祭壇画右翼において、ブルゴーニュ宮廷風の服装が強調されているのは、マリー・ド・ブルゴーニュらを称揚しながら、ブルゴーニュ宮廷とポルティナーリ家との信頼関係をも示そうとしたのではないだろうか。